山梨県老人福祉施設等防災減災対策推進事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成１８年５月２９日付け老発第 0529001 号厚生労働省老健局長通知）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成２４年７月１７日付け厚生労働省発老 0717 第 2 号厚生労働省事務次官通知）に基づき実施する山梨県老人福祉施設等防災減災対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、利用者の安心・安全を確保するため、老人福祉施設等の防災・減災対策のための施設及び設備等の整備を推進することにより、防災体制の強化を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

（補助事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表の第１欄の区分に応じ第２欄に定める施設又は事業所の設置者とする。

（補助対象事業）

第４条　この補助金は、補助事業者が行う次に定める事業（以下「整備事業」という。）を交付の対象とする。ただし、中核市内で実施される整備事業については、補助の対象としない。

（１）既存施設におけるスプリンクラー設備等整備事業

消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となる施設におけるスプリンクラー設備等の整備

（２）老人福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業

大規模停電時等において、人工呼吸器、酸素療法、喀痰吸引の機器等の作動その他入所者の生命をおびやかす事態を回避するための機器の作動に必要な電力を供給するための自家発電装置の整備

（３）老人福祉施設等の給水設備整備事業

災害時による断水時に施設機能を維持するための水を確保するための給水設備の整備

（４）老人福祉施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

防犯対策及び安全対策を強化するため、外部からの不審者の侵入を防ぐための門、フェンス等の外構等の設置や、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修

（補助金の交付の対象となる経費）

第５条　この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第５欄に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

（１）土地の買収又は整地に要する費用

（２）職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

（３）その他整備事業として適当と認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

第６条　整備事業にかかる補助金交付額は、別表の第１欄に定める区分ごとに、第３欄で定める交付基準単価に第４欄に定める単位の数を乗じて得た額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、事業を実施するための総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第６欄の補助率を乗じて得た額とする。

また、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付の条件）

第８条　規則第６条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

（１）整備事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第２号）を速やかに提出し、知事の承認を受けなければならない。

（２）整備事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合は、中止・廃止承認申請書（様式第３号）を速やかに提出し、知事の承認を受けなければならない。

（３）整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は整備事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（５）補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（６）知事は、第４号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（７）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（８）整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、整備事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（９）整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が０円の場合を含む。)は、様式第５号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) 補助事業者は、整備事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（整備事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、整備事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) 整備事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

(13) 補助事業者が整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

２　補助事業者が（１）から（13）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、整備事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して

１箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第６号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　知事は、前条に規定する事業実績報告書等の提出を受けた場合には、当該事業実績報告書等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該事業実績報告書等に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び当該交付決定に付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定を補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に当該額を超過する額の補助金が交付されているときは、当該超過する額について補助金の返還を補助事業者に命ずるものとする。

３　前項に規定する補助金の返還の期限は、別に定めるものとし、当該期限内に前項の規定により返還を命じられた額の納付がない場合には、未納に係る額について、当該未納に係る期間に応じて年 10.95％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

第１１条　補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

２　補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき概算払いにより補助金の交付を受けようとするときには、補助金概算払請求書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

１　この要綱は、令和元年７月９日から施行する。

２　令和元年９月３０日までに補助事業者が実施する整備事業の目的物のすべてを完成し、引き渡しを受けた場合には、別表第３欄に定める交付基準単価は、次の表に定める交付基準単価を適用するものとする。

1　区分	3　交付基準単価
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業	スプリンクラー設備
	1000㎡未満の場合 9,520円の範囲内で知事が認めた額
	1000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 9,520円/㎡の範囲内で知事が認めた額/㎡と2,385千円の範囲内で知事が認めた額との合計額
	300㎡未満の施設で自動火災報知設備を整備する場合 1,059千円の範囲内で知事が認めた額
	500㎡未満の施設で消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 319千円の範囲内で知事が認めた額
老人福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業	9,000千円の範囲内で知事が認めた額
老人福祉施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	知事が必要と認めた額

附則（令和２年７月１３日一部改正）

１　この要綱は、令和２年７月１３日から施行する。

２　この要綱は、施行日以後に実施する事業について適用し、施行日以前の旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附則（令和６年７月２３日一部改正）

１　この要綱は、令和６年７月２３日から施行する。

２　この要綱は、施行日以後に実施する事業について適用し、施行日以前の旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附則（令和８年１月５日一部改正）

１　この要綱は、令和８年１月５日から施行する。

２　この要綱は、令和７年４月１日以降に交付決定する補助金（令和６年度の補助金であって、令和７年度以降に繰り越されたもの（以下「令和６年度繰越分の補助金」という。）を除く。）について適用し、同日より前に交付決定された補助金及び令和６年度繰越分の補助金については、なお従前の例による。

（別表）

<table>
<tr><th>1　区分</th><th>2　補助対象施設</th><th>3　交付基準単価</th><th>4　単位</th><th>5　対象経費</th><th>6　補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">既存施設のスプリンクラー設備等整備事業</td><td rowspan="4">・軽費老人老人ホーム
（ケアハウス・A型・B型）

・有料老人ホーム
（定員30人以上）

・宿泊を伴う通所介護事業所
（定員19人以上）</td><td>スプリンクラー設備</td><td></td><td rowspan="4">既存施設におけるスプリンクラー設備等（施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td rowspan="4">１０／１０</td></tr>
<tr><td>1000㎡未満の場合
9,710円の範囲内で知事が認めた額</td><td>対象施設ごと
1㎡あたり</td></tr>
<tr><td>1000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合
9,710円/㎡の範囲内で知事が認めた額/㎡と2,440千円の範囲内で知事が認めた額との合計額</td><td>対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>300㎡未満の施設で自動火災報知設備を整備する場合
1,080千円の範囲内で知事が認めた額

500㎡未満の施設で消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合
325千円の範囲内で知事が認めた額</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業</td><td>・特別養護老人ホーム
（定員30人以上）

・軽費老人ホーム
（ケアハウス・A型・B型）

・介護老人保健施設
（定員30人以上）

・介護医療院
（定員30人以上）

・養護老人ホーム
（定員30人以上）</td><td>知事が必要と認めた額</td><td>施設数</td><td>老人福祉施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>３／４</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設等の給水設備整備事業</td><td>・特別養護老人ホーム
（定員30人以上）

・軽費老人ホーム
（ケアハウス・A型・B型）

・介護老人保健施設
（定員30人以上）

・介護医療院
（定員30人以上）

・養護老人ホーム
（定員30人以上）</td><td>知事が必要と認めた額</td><td>施設数</td><td>老人福祉施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>３／４</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設等の防犯対策及び安全対策強化事業</td><td>・特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設される短期入所施設

・軽費老人ホーム
（ケアハウス・A型・B型）

・介護老人保健施設
（定員30人以上）

・介護医療院
（定員30人以上）

・養護老人ホーム
（定員30人以上）

・有料老人ホーム
（定員30人以上）

・通所介護事業所
（定員19人以上）

・老人短期入所施設
（定員30人以上）

・老人福祉センター
（特A型・A型・B型）

・老人福祉施設付設作業所

・老人介護支援センター
（在宅介護支援センター）

・在宅複合施設</td><td>知事が必要と認めた額</td><td>施設数</td><td>老人福祉施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>３／４</td></tr>
</table>